平成３０年度

第２２回大分県教育委員会　議事録

日　時　平成３１年２月１９日（火）
　　開会１３時３５分　　閉会１４時２５分

場　所　教育委員室

平成３０年度
第２２回大分県教育委員会

【議　事】

（１）議　案

第１号議案　平成３１年第１回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について

第２号議案　平成３１年度大分県教科用図書選定審議会委員の任命について

第３号議案　久住高原農業高校への学校運営協議会の設置について

（２）報　告

①文化部活動の在り方に関する方針について

②第５５回全国学生書道展の結果について

（３）その他

【内　容】

1　出席者

	教育長	工　藤　利　明
委　員	委員	林　　浩　昭
	委員	岩　崎　哲　朗
	委員	松　田　順　子
	委員	高　橋　幹　雄
	委員	鈴　木　　恵

事務局	理事兼教育次長	宮　迫　敏　郎
	教育次長	姫　野　秀　樹
	教育次長	後　藤　榮　一
	参事監兼教育人事課長	法華津　敏　郎
	参事監兼学校安全・安心支援課長	宗　岡　　功
	参事監兼特別支援教育課長	後　藤　みゆき
	教育改革・企画課長	中　村　崇　志
	教育財務課長	佐　藤　誠一郎
	福利課長	阿　部　浩　康
	義務教育課長	米　持　武　彦
	高校教育課長	楢　崎　信　浩
	社会教育課長	石　井　利　治
	人権・同和教育課長	樋　口　哲　司
	文化課長	阿　部　辰　也
	体育保健課長	井　上　倫　明
	屋内スポーツ施設建設推進室長	山　上　啓　輔
	教育改革・企画課主幹	下　鶴　直　哉
	教育改革・企画課主査	三　浦　晃　史

2　傍聴人　　2　名

開会・点呼

（工藤教育長）

それでは、委員の出席確認をいたします。

本日は、全委員が出席です。

ただいまから平成３０年度 第２２回教育委員会会議を開きます。

署名委員指名

（工藤教育長）

本日の議事録の署名委員でございますが、松田委員にお願いしたいと思います。

会期の決定

（工藤教育長）

本日の教育委員会会議はお手元の次第のとおりです。

会議の終了は１４時３０分を予定しています。

よろしくお願いします。

議　　事

（工藤教育長）

はじめに、会議は原則として公開することとなっておりますが、会議を公開しないことについてお諮りします。

第２号議案は、人事に関する案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１４条第７項ただし書の規定により、これを公開しないことについて、委員の皆さんにお諮りいたします。公開しないことに賛成の委員は挙手をお願いします。

（採　決）

（工藤教育長）

それでは、第２号議案は、非公開といたします。

本日の議事進行は、はじめに公開による議事を行い、次に非公開による議事を行いますので、よろしくお願いします。

【議　案】

第１号議案　平成３１年第１回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について

（工藤教育長）

それでは、第１号議案「平成３１年第１回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について」中村教育改革・企画課長及び関係課長から説明いたします。

（中村教育改革・企画課長）

第１号議案「平成３１年第１回定例県議会議案に対する教育委員会の意見」について、ご説明します。

３ページをご覧ください。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第２９条の規定に基づき、知事から２月２５日に開会します平成３１年第１回定例県議会に提出予定の議案のうち、教育委員会関係分として、中ほどの議案名にある「平成３１年度大分県一般会計予算関係部分」等８本の議案につきまして、教育委員会の意見を求められました。

つきましては、２ページにあります案のとおり異議がない旨を回答したいので提案させていただきます。

お手元に議案を配付しておりますが、説明は教育委員会資料により順次担当課長が行いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

（佐藤教育財務課長）

４ページをご覧ください。「平成３１年度大分県一般会計予算」の教育委員会所管分について、説明いたします。

表の下から３段目に２重線で囲んでおりますとおり、当初予算額は、右から３列目の「平成３１年度当初予算案」の欄にございますとおり、１，１２２億４，０５０万５千円です。

これを右から２列目の「平成３０年度当初予算額」と比較しますと、

その右の欄にありますように４４億５，７６５万４千円の減、率にしますと、３．８％の減となっています。

内訳はその下にありますとおり、事業費が約４１億円の減、人件費が約３億４千万円の減となっております。

事業費の減は、本年４月完成予定の県立武道スポーツセンターの建設に係る経費が、約３１億円の減額となることに加え、本年４月に統一地方選挙が行われることから、骨格予算として編成される当初予算の段階では、県立学校の施設整備に係る経費が約１１億円の減額となっていることが主な要因です。そして、人件費の減は、教職員数の減などに伴うものでございます。

続きまして、教育委員会関係の主な事業について説明します。

今回の３１年度当初予算は、骨格予算として編成されており、人件費や扶助費等の義務的経費や継続事業が主なものとなっております。今回計上されていない新規事業等については、統一地方選挙後の肉付予算として要求する予定です。

それでは、５ページの「平成３１年度当初予算案の概要」をご覧ください。

まず、１番「教育庁ワークセンター設置運営事業」、８８４万１千円です。この事業は、障がいのある特別支援学校生徒の一般就労を促進するため、教育庁内にワークセンターを設置し、高等部の卒業生を一定期間、最長で３年間雇用して一人ひとりの障がいの特性に応じた職場実習を行うことにより、労働習慣や必要なキャリアの習得を支援し、企業への一般就労へとつなげるものです。

続いて、５番「県立学校施設整備事業」、１９億９，０３９万６千円です。この事業は、教育環境の改善を図るため、大分豊府高校など１９校の大規模改造工事等を実施するほか、盲学校敷地内に移転予定の聾学校と盲学校が共同で使用する新寄宿舎の建設など、第３次特別支援教育推進計画に基づく施設整備を実施するものです。また、新たに県立高校の空調設備を整備するとともに、保護者に負担いただいている維持管理経費を公費で措置し、安全・安心な教育環境の整備と保護者負担の軽減を図ります。なお、特別支援学校の空調設備については、本年度の２月補正予算に計上しております。

続いて、７番「県立高校自転車通学生ヘルメット着用推進事業」、３２６万８千円です。この事業は、自転車通学生の頭部損傷による死亡事故等を防止するため、ヘルメット着用の義務化に向けたアンケート調査や普及啓発を行うとともに、県立高校生を対象に募集するモニターのヘルメット購入費を助成するものです。

６ページをご覧ください。

一番上の１０番「幼児教育推進体制充実事業」、１，１６０万５千円です。この事業は、県内幼児教育施設における幼児教育の質の向上を図

るため、義務教育課内に「大分県幼児教育センター」を設置し、幼児教育アドバイザーが公立・私立の枠を超えて幼稚園・認定こども園・保育所の巡回訪問による助言や園内研修の支援を行うとともに、キャリアステージ別の集合研修や地区別の合同研修を実施するなど、幼児教育の推進体制の充実を図るものです。

続いて、１２番「特別支援学校キャリアステップアップ事業」、３，３５６万３千円です。この事業は、先ほど説明しました１番「教育庁ワークセンター設置運営事業」と同様、障がいのある特別支援学校生徒の一般就労を促進するため、高等部の卒業生を一定期間、最長で３年間雇用し、労働習慣や必要なキャリアの習得を支援するものです。３１年度は、本年度、特別支援学校で雇用している３名を引き続き同地域内の高等学校で雇用し、特別支援学校で新たに１２名を雇用することとしております。

続いて、１５番「大分の農林水産業を牽引する担い手育成推進事業」、３，８０７万４千円です。この事業は、本県の農林水産業を牽引する力強い担い手を育成するため、農林水産高校生を対象とした実践的な研修等を行うものです。３１年度は、４月に開設予定のくじゅうアグリ創生塾において、先進的な農業者や企業・大学などと連携した実践的な研修と、テレビ会議システムの導入による県内農業系高校９校との遠隔授業を実施します。また、各学校では、本年度から推進しているＧＡＰ・ＨＡＣＣＰの手法による生産工程管理システムの導入に加え、新たにグローバルＧＡＰの認証取得を推進していくこととしております。

７ページをご覧ください。

最後に、２０番「学校部活動充実支援事業」、３，３２２万５千円です。この事業は、教員の部活動指導に係る負担軽減と経験者による指導の充実を図るため、公立中学校に部活動指導員を配置する市町村に助成するとともに、県立学校に部活動指導員を試行的に配置するものです。３１年度は、合理的かつ効率的・効果的な部活動を推進するため、専門家の学校派遣等によりスポーツ医科学の知識の共有を図るとともに、総合型地域スポーツクラブへの部活動の一部移行に向けた実践研究や複数校間で種目を分担する「拠点校方式部活動」の実践研究など、地域の実情に応じた新たな部活動モデルの創出を図ります。

以上でございます。

（中村教育改革・企画課長）

「大分県個人情報保護条例の一部改正について」ご説明します。

８ページをお開きください。

「１　改正の趣旨」の二つ目の●にありますように、平成２９年５月３０日に施行された改正「行政機関個人情報保護法」で要配慮個人情報が新たに規定されたことを受け、本県の条例を改正するものです。

「２　改正概要」の「（１）①」をご覧ください。要配慮個人情報の定義は枠内にあるとおり、人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実等、本人に対する不当な差別や偏見その他の不利益が生じないように、その取り扱いに配慮が必要な情報を指します。大分県個人情報保護条例に、この定義を加えるとともに、県教育委員会の個人情報取扱事務に要配慮個人情報が含まれる時は、その旨を記載して個人情報取扱事務登録簿を作成しなければならないことを規定するものです。また、「（２）」にあるとおり、同条例に所要の字句の整理を行うものです。

その他、「（３）関係条例の整備」ですが、個人番号の利用等に関する条例、いわゆるマイナンバー条例において引用している規定の項ズレを改正するものです。

「３　施行期日」は、平成３１年４月１日ですが、「２（２）」の字句の整理の関係部分のみ、公布の日としております。

以上でございます。

（法華津参事監兼教育人事課長）

「職員の給与に関する条例等の一部改正について」ご説明します。

９ページをご覧ください。

「１　改正の理由」ですが、香川県との実習船の共同運航の開始に伴い、規定の整備等を行うものであります。

「２　改正の内容」ですが、まず、「（１）職員の給与に関する条例」につきましては、実習船が新大分丸から翔洋丸と大型化することに伴い、海事職の職務内容等を規定する海事職給料表級別基準職務表の実習船の規模等について、中型船舶（１種）を大型船舶（３種）に改正するとともに、船長等の職務の級について、同様の改正を行うものであります。

次に、「（２）学校職員の特殊勤務手当支給条例」につきましては、大分県立海洋科学高等学校に勤務する職員（教育職員を除く。）が漁業実習の指導に従事したときに支給される特殊勤務手当について、既に同様の手当を廃止しています香川県との均衡等を考慮し、廃止するものであります。

「３　施行期日」につきましては、共同運航を開始する平成３１年４月１日としています。

以上でございます。

（佐藤教育財務課長）

「実習船の共同運航に係る事務の委託について」ご説明します。

１０ページをご覧ください。

これは、県立海洋科学高等学校と香川県立多度津高等学校とで共同運航する実習船に係る運航事務について、効率化を図るために、香川県に

委託するものです。
　この実習船の建造と運航管理の実施主体については、平成２８年４月に締結した覚書において、設計・建造は大分県、運航管理は香川県となっていることから、運航管理事務を委託することになるのですが、委託するには議決が必要なことから、今回、提案しているところです。
　委託に関する規約には、委託する事務の内容や、収入、経費、予算、決算等の会計関係の取扱い、定期的な連絡会議の開催などを盛り込んでおり、施行期日は共同運航を開始する平成３１年４月１日としています。
　なお、共同運航による財政効果としては、３０年度と比較し、人件費では７,９９２万５千円の減、運航費は３,５３８万円の減で、合計では１億１,５３０万５千円の減となっています。
　議決後は、規約の県報での告示や、総務大臣への届出などを進めてまいります。
　以上でございます。

（樋口人権・同和教育課長）
　「大分県地域改善対策奨学金等貸付金に係る権利の放棄について」ご説明します。
　１１ページをご覧ください。
　まず、「１　当該奨学金制度の概要」でありますが、この奨学金は、旧地域改善対策特定事業対象地域の教育の充実を図るため、同和地区関係者で経済的な理由により高等学校や大学等に進学することが困難な者に対し、無利息で貸与し、２０年間で返済するものであります。
　今回、放棄する債権額は「２」に記載しておりますように、平成８年度から１０年度に貸付した１件、８７４，６６０円のうち、免除額２１８，６６５円を除いた返還未済額６５５，９９５円でございます。
　次に、「３　当該債権を放棄する理由」です。主たる債務者及び連帯保証人に係る免責許可の決定が昨年５月と６月に確定したことにより、当該債権の回収が不能となったため、権利の放棄を行うものであります。
　なお、議案書における債務者の表記につきましては、この奨学金の対象が同和地区出身者に限定されていることから、貸付金の名称と同時に債務者の住所及び氏名を公表した場合、債務者が同和地区出身であることが明らかになり、社会的差別の原因となるおそれがあるため、住所及び氏名を非公表としています。
　以上でございます。

（阿部文化課長）
　「大分県文化財保護条例等の一部改正について」ご説明します。
　１２ページをご覧ください。
　この度、文化財をまちづくりに活かし、地域社会総がかりで、その継

承に取り組む必要から、文化財保護法が改正され、平成３１年４月１日から施行されます。

今回の主要な改正点は７点あり、そのうち３点が県の文化財保護条例及び文化財保護審議会条例に関連するため、今回、両条例について一部を改正するものです。

「３」の主な改正の概要ですが、１点目は、「（４）」にあるとおり、所有者の高齢化等に対応するため、文化財所有者に代わって維持管理できる管理責任者の選任要件が拡大されたことに伴い、県条例を同様に改正します。

２点目は、「（６）」にありますとおり、文化財への損壊等に対する抑止力として、罰金の最高額が引上げられたことに伴い、県指定文化財も現行５万円を３０万円、３万円を１５万円に引上げます。

３点目は、「（７）」にありますよう、地方文化財保護審議会の必置と選任要件が設定されたことに伴い、県文化財保護審議会条例における引用条項を改正いたします。

「４　施行期日」は、平成３１年４月１日としています。

なお、「３」の「（１）」にあります、文化財の保存・活用に関する総合的な施策の文化財保存活用大綱につきましては、平成３１年度から２年間で作成する予定です。

以上でございます。

（井上体育保健課長）

「大分県立スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」ご説明します。

１３ページをご覧ください。

「１　改正概要」ですが、県立武道スポーツセンターの設置に伴い、県立総合体育館の体育館施設を廃止するため、条例の一部を改正するものです。なお、県立総合体育館は、体育館とフェンシング場をもって構成されており、今回の改正で体育館が廃止されることにより、フェンシング場が単独施設として残ることとなります。

「２　改正内容」ですが、新旧比較表をご覧ください。

一つは、第２条の大分県立総合体育館を大分県立フェンシング場に改めます。

二つは、総合体育館の構成を規定する第３条を削除します。

三つは、使用料の根拠規定となります第１３条の総合体育館をフェンシング場に改めます。

「３　施行期日」は、平成３２年４月１日です。なお、総合体育館はフェンシング場を除いて、平成３２年４月１日に大分市へ譲渡する予定です。

以上でございます。

（山上屋内スポーツ建設推進室長）

「平成３１年度における県立スポーツ施設建設事業に要する経費の市町村負担割合について」ご説明します。

１４ページをご覧ください。

これは県立スポーツ施設建設事業に係る経費の大分市の負担割合について、地方財政法第２７条第２項の規定に基づき、市へ意見を求め、了承する回答をいただいたので、今回第１回定例会に議案として提案するものでございます。

以上でございます。

（工藤教育長）

ただいま説明のありました議案について、審議を行います。ご質問・ご意見のある方はお願いします。

（松田委員）

平成３１年度予算案の「いじめ・不登校等解決支援事業」についてですが、９０％以上のスクールカウンセラーが臨床心理士です。臨床心理士は、既に不登校やいじめを受けている状況にある児童生徒への対応には長けていると思いますが、一方で、未然防止の対応を行っていくには、例えば保健師や看護師の方などの経験をスクールカウンセラーとして活かすのも有効な方法と思います。

（宗岡参事監兼学校安全・安心支援課長）

県教育委員会では、スクールカウンセラーの募集に際して、臨床心理士、公認心理士など心理の専門家であること、又は相談業務等の経験者もスクールカウンセラーに準ずる者として、対象としています。

１月末まで募集したところですが、今、委員からご意見いただいた保健師などからは応募がありませんでした。実際に応募があった場合は、準ずる者として応募資格に該当するものとなります。

（松田委員）

「学校部活動充実支援事業」について、高校の部活動指導員の配置校や指導員数はどのように決定するのでしょうか。

（井上体育保健課長）

学校規模、地域的な条件、その他いろいろな状況を勘案し、学校の現状も聞きながら決定します。運動部だけでなく、吹奏楽部などの文化部も対象ですので、そのような状況も踏まえながら学校数と指導員数を決定します。

（高橋委員）

「特別支援学校就労支援事業」についてです。学校で実施している実技実習において、商工労働部などの他部局と連携しながら実際の就労につなげていくことが大切だと思いますが、どのように取り組まれていますか。

（後藤参事監兼特別支援教育課長）

就労支援アドバイザーを教育委員会で配置していますが、商工労働部、福祉保健部にもアドバイザーは配置されています。そして、各々のアドバイザーが集まる会議がありますので、そのような機会を通じて情報共有を行っています。

また、教育委員会主催で技能発表会等を開催する場合には、情報を提供し、参加を呼び掛けています。

（高橋委員）

続いて、「学校部活動充実支援事業」についてです。部活動と総合型地域スポーツクラブとの連携ですが、例えば、隣接した学校が小規模で、複数の学校の部活動が総合型地域スポーツクラブを核に一つにまとまって活動する場合に部活動指導員を配置することも考えられますか。

（井上体育保健課長）

少人数のため一校では活動が成立しないので、複数校が一緒になって活動する拠点型部活動に、総合型地域スポーツクラブの指導者や、外部人材を活用して指導していくという形を考えています。

（高橋委員）

例えば、野球やラグビーなど大人数で活動する部活動を拠点型として複数校で活動している場合、中体連や高体連などの大会に出場できますか。

（井上体育保健課長）

大会規則により、合同チームとして出場が認められる大会であれば、出場が可能となります。

（岩崎委員）

「学校職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正」において、漁獲手当の廃止があげられています。従前、本件のような手当を廃止する場合は、手当を受けていた関係者等との協議をしていたのかなど、改正に係る手続はどのようになっていますか。

（法華津参事監兼教育人事課長）

給与をはじめとする職員の勤務条件については、これまでも社会、経済状況の変化や他県の状況等も考慮しながら見直しを行ってきたところです。見直しにあたっては、誠意を持って、職員団体との話し合いを行い、了解を得た上で、条例を議会に提案しています。

（岩崎委員）

漁獲手当の廃止にあたっても、事前に交渉を職員団体と行ったということでしょうか。

（法華津参事監兼教育人事課長）

今回の改正については、職員団体と話し合いを行い、廃止について理解を得たものです。

（松田委員）

「大分県文化財保護条例等の一部改正について」、過疎化等によって、その地域の文化財を保護する方がいなくなることが最も懸念されることだと思います。

地域社会総がかりで文化財の継承、まちづくりに活かすには、例えば、学校や市町村教育委員会の社会教育担当課と密な連携が大切だと思いますが、どのようになっていますか。

（阿部文化課長）

地域総がかりで文化財の継承に取り組んでいくには、まず、そこに住んでいる方達に主体的に活動していただくことが重要と考えています。

そして、それを市町村教育委員会や県教育委員会がしっかりと支援していけるよう取り組んでまいります。

（松田委員）

過疎化等の影響により、その地域の方がいない場合は、どのようになりますか。

（阿部文化課長）

ご本人がいない、高齢になって管理ができないという事態が起きています。今回の法及び条例改正により、個人だけでなく、団体も管理できる仕組となっています。

（工藤教育長）

他にございませんか。

それでは、第１号議案の承認についてお諮りいたします。第１号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

（採　決）

（工藤教育長）

第１号議案については、提案どおり承認します。

第３号議案　久住高原農業高校への学校運営協議会の設置について

（工藤教育長）

次に、第３号議案「久住高原農業高校への学校運営協議会の設置について」楢崎高校教育課長から説明いたします。

（楢崎高校教育課長）

第３号議案「久住高原農業高校への学校運営協議会の設置について」、ご説明します。

２ページをお開きください。

本議案は、平成３０年３月に一部改正した「大分県立学校における学校運営協議会の設置及び運営に関する規則」に基づき、県立久住高原農業高等学校に学校運営協議会を設置するものです。

「２　設置根拠」としては、同規則第２条に教育委員会の定めるところにより、協議会を置くと規定していることから、本教育委員会会議に提案いたしました。

「②」にありますように、設置を行うにあたり、以下の点が理由としてあります。

まず、背景として、三重総合高校久住校の本校化に向けて、地元農業関係者や竹田市行政職員などを委員とする「本校化に係る準備委員会」が発足し、竹田市による学生寮の建設を始めとして、久住高原農業高校の開校に向けて保護者や地域住民等による学校運営への参画等が進んでおり、コミュニティ・スクールを導入する支援体制が整っていることが挙げられます。また、地元竹田市の移住施策と連携して全国募集を推進するため「夢を語り、夢を創り、夢を実現する高校」を学校ビジョンに掲げ、生徒の健全な育成や地域に根ざした学校づくりについて、地域資源を有効に活用した具体的な取組を計画しています。

久住高原農業高校に設置する学校運営協議会の主なミッションとして、特色ある教育活動の展開、企業・農業法人・地元農業関係者や大学等との連携、全国募集などの定員確保に関する支援、竹田市設置の学生寮の円滑な運営などを考えています。

今後の予定ですが、平成３１年４月１日に協議会を設置した後、高校から学校運営協議会委員の推薦書を提出してもらいます。そして、４月中旬に第１回学校運営協議会を開催し、委員に任命書を交付する予定です。

なお、委員の選出については、これまでいただいたご意見を踏まえ、検討を進めているところです。３ページは、２月第１回教育委員会会議で協議した際の久住高原農業高校コミュニティ・スクールのイメージ図です。併せてご覧ください。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

（工藤教育長）

ただいま説明のありました議案について、審議を行います。ご質問・ご意見のある方はお願いします。

（松田委員）

先日の報道番組で、竹田市に移住した芸能人の方たちが竹田市で農業体験をしたいということを言っていましたので、そのような方たちもアグリ創生塾で研修を受けることができるとよいのではないでしょうか。

（宮迫理事兼教育次長）

そのような方々については、振興局や農業大学校等で一般の方々を対象にした講座を行っていますので、それらをご紹介できると思います。

（工藤教育長）

他にございませんか。

それでは、第３号議案の承認についてお諮りいたします。第３号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

（採　決）

（工藤教育長）

第３号議案については、提案どおり承認します。

【報　告】

①文化部活動の在り方に関する方針について

（工藤教育長）

次に、報告第１号「文化部活動の在り方に関する方針について」阿部文化課長から報告いたします。

（阿部文化課長）

報告第１号「大分県の文化部活動の在り方に関する方針」についてご報告いたします。昨年８月に策定した「運動部活動の在り方に関する方針」の中で、文化部活動もこれに準じた取扱いとするよう各市町村教委、学校等へお願いをしておりましたが、昨年１２月に文化庁が発出した「文化部活動のガイドライン」を受け、「大分県の文化部活動の在り方に関する方針」を策定し、４月から運用を開始いたします。

１ページに、これまでの経緯と今後の動きをお示ししています。中段枠内に、県の文化部活動の在り方に関する方針の休養日と活動時間の基準について記載しておりますが、この基準については、２ページの「大分県内文化部活動の実態把握に関する調査」結果や、既に運動部活動の方針が示されていること等を踏まえた上で、運動部と同様の基準としています。

中学校の休養日数と活動時間の基準は国と同様ですが、高校の活動時間については、平日、休日ともに１時間長く設定しています。また、分野の特性や大会・シーズン等を考慮し、各学校において休養日・活動時間の弾力的な設定も可としております。

次に、２ページの「大分県内文化部活動の実態把握に関する調査」結果の概要について報告します。

大分県の実態として、表の一番上にありますように、活動基準は８割以上の学校で運動部・文化部共通で設定しており、その他の学校も共通基準設定に向け準備中、検討中であること、平日欄の休養日にありますように、休養日を設定していない学校が中学校で約２０％、高校で約２５％あること、週末（土日）の休養日欄にありますように、高校では、５割近くの学校で土日の両日とも活動していることが分かりました。

今後は、この方針を通知するだけでなく、これらの問題をしっかりとフォローアップし、改善していく必要があると考えています。通知に際しましては、４月からの運用開始が近づく中、各学校にとって方針策定作業そのものが負担となることのないよう、様式記入例を添付し、分かりやすく丁寧な対応をいたします。

また、この方針が実効性あるものとなるよう、各市町村教育委員会、学校をはじめ、中学校文化連盟、高等学校文化連盟、吹奏楽連盟などの関係団体が開催する会議で説明を行ったり、各学校において顧問の先生から直接お話を伺うなど、周知徹底に努めてまいります。

なお、３ページ以降が方針全文となります。

報告は以上でございます。

（工藤教育長）

ただ今説明のありました報告につきまして、ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

（松田委員）

運動部や文化部等の活動において、個人の課題解決のための練習は集団練習の中で行うのではなく、本人が計画を立て、自主的な練習とするなど部活動を効果的・効率的に行っていくことが、教員の負担軽減に繋がると思います。

（工藤教育長）

ご意見ということでお聞きします。

②第５５回全国学生書道展の結果について

（工藤教育長）

次に、報告第２号「第５５回全国学生書道展の結果について」阿部文化課長から報告いたします。

（阿部文化課長）

報告第２号「第５５回全国学生書道展の結果について」についてご報告いたします。

１ページをご覧ください。

全国学生書道展は、公益社団法人創玄書道会の主催で行われるもので、「３　参加点数」にありますように、毎年２０，０００点を超える作品が出品されております。

今回、「４　入賞結果」にありますように、中津北高校３年の中村早紀さんが最優秀賞である文部科学大臣賞を受賞いたしました。大分県勢での文部科学大臣賞受賞は、平成２４年度以来、６年ぶりとなります。

作品は３月に展示が終了するまで戻ってまいりませんので、本日は資料にて作品を紹介させていただきます。

２ページをご覧ください。

文部科学大臣賞を受賞した中津北高校　中村さんの「臨書魏霊蔵薛法紹造像記（ぎれいぞうせつぽうしょうぞうぞうき）」です。

作品の手本となった造像記の一部を右下に掲載していますが、ここから抜き出した「魏・霊・蔵・薛」の４文字を作品として書いています。

先月は、書の甲子園といわれる国際高校生選抜書展でも大分南高校の生徒が最高賞の文部科学大臣賞を受賞しており、大分県の書道のレベルの高さを物語っています。

報告は以上でございます。

（工藤教育長）
　ただ今説明のありました報告につきまして、ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

（林職務代理者）
　中村さんは、何故この４文字を選んだのですか。

（阿部文化課長）
　手本となった造像記から、本人が気に入った文字や全体のバランスを考え、選んだと聞いています。

（工藤教育長）
　それでは、先に非公開と決定しました議事を行いますが、その前に、公開でその他、何かございませんか。
　では、先に非公開と決定しました議事を行いますので、関係課室長のみ在室とし、その他の課室長及び傍聴人は退出してください。

（関係課以外及び傍聴人退出）

【議　案】

第２号議案　平成３１年度大分県教科用図書選定審議会委員の任命について

（工藤教育長）
　次に第２号議案「平成３１年度大分県教科用図書選定審議会委員の任命について」米持義務教育課長から説明いたします。

（説　明）

（工藤教育長）
　ただいま説明のありました議案について、審議を行います。ご質問・ご意見のある方はお願いします。

（質疑・意見等）

（工藤教育長）
　他にございませんか。
　それでは、第２号議案の承認についてお諮りいたします。第２号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

（採　決）

（工藤教育長）

第２号議案については、提案どおり承認します。

（工藤教育長）

それでは、最後にその他、何かございますか。

それでは、これで平成３０年度第２２回教育委員会会議を閉会します。

お疲れ様でした。